

病理組織検査・細胞診検査 特殊染色 請求方法の一部変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。
この度、2026年6月1日施行の令和8年度診療報酬改定におきまして、病理組織検査及び細胞診検査における特殊染色加算が新設されました。
これに伴い、弊社におきましても請求方法を一部変更させていただくこととなりました。
先生方には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
謹白



変更項目名

● 特殊染色 (依頼コード No.05941 ~ 05945)

新設項目名

● 特殊染色加算(組織) (請求用コード No.17575)

● 特殊染色加算(細胞診) (請求用コード No.17580)

適用開始日 2026年6月1日(月) ご依頼分より

◆診療報酬改定の概要

N000 病理組織標本作製 : 特殊染色実施時、1臓器・1部位ごとに50点加算

N004 細胞診(穿刺吸引・体腔洗浄等) : 特殊染色実施時、1部位ごとに50点加算

【病理組織検査に関する変更】

●既存項目の保険表示変更 ※旧点数は病理組織標本作製に包含

依頼コードNo.	項目名	新点数	旧点数
05941~05945	特殊染色	50点	※

●特殊染色判定必要時の請求用コードの新設

これまで、病理専門医の判断により追加検討として実施した特殊染色は病理組織検査の範囲内(請求対象外)で対応してまいりました。今後は改定の趣旨に基づき、請求対象とさせていただくことといたしました。追加請求時はFAXにてご連絡をさせていただきます。

